

各所属長様

総務部人事課長

### 交通法規遵守及び安全運転の徹底について（通知）

職員の安全運転については、これまでも機会あるごとに周知、徹底を図っているところですが、依然として多くの交通事故報告を受けております。

主な事故の特徴としては、駐車や発車時に周囲の障害物へ接触するなど軽微なものが多く見受けられ、周囲の安全を確認することで避けられた事故もあったと考えられます。

また、自転車についても、道路交通法上、軽車両となりますので、交通違反をすることのないよう注意喚起願います。

なお、職員の交通事故・交通法規違反の程度により懲戒処分等の対象となることもありますので、下記のことについて、貴所属のすべての職員（再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員を含む）に徹底をお願いいたします。

#### 記

#### ○ 事故発生防止のための取り組み

- ・ 駐車や発車（出庫）の際は、周囲の車両や障害物などを十分に確認する。
- ・ 後方の見通しがよくない、狭い道路での切り返し等の状況で同乗者がいる場合は、誘導してもらおう。
- ・ 焦りや苛立ちは、「急ぎの心理」につながり、安全確認がおろそかになったり、ハンドル・ブレーキ操作を誤ったりすることなどで事故を起こす危険性が高まるので、余裕を持って行動し、ゆとりある運転を心がける。
- ・ 所属長は職員の運転経歴や健康状態等を確認し、無理な運転をさせない。
- ・ 冬期間、特に慣れない雪道はスリップ事故のリスクが高まるので、一層の注意を払う。
- ・ 公務内外を問わず、交通法規を遵守するとともに、運転者としての自覚や運転マナーについて高い意識をもつ。

#### ○ 事故報告件数、事故の原因及び特徴 別紙1のとおり

#### ○ 懲戒処分等の基準 別紙2のとおり

#### ○ 令和2年度 交通事故に係る懲戒処分等件数（訓告等行政上の措置を含む）

懲戒処分等	件数
停職	1件
訓告	3件
文書注意	13件

\*\*\*\*\*

担当 総務部人事課

高取 内線：32490

\*\*\*\*\*

## ○ 交通事故報告件数 所属別一覧

	令和元年度			令和2年度（12/28時点）		
	公務中	通勤途上	私用	公務中	通勤途上	私用
政策企画部	1					
市民生活部	1	1	1		2	
危機管理防災局	1			1		
文化スポーツ部	1	1			2	
観光・国際交流部			2			
環境部	4	2	2	4	2	1
福祉部		3		2	2	
こども未来部	6	2	2	2		
保健衛生部	1	1		3	2	1
経済部	1	2				
農林水産部		2		1		
建築部	1			2		
土木部	2		1			
下水道部	7	3	2	4	4	
総務部・その他	1	1		2		1
財務部	10	2	1	3	2	
北区	4	10		1	4	2
東区	2	10	4	5	3	1
中央区	5	8	3	2	2	3
江南区	5	6	2	2	3	
秋葉区	7	6		4	5	1
南区	1	6			4	
西区	9	11	2	5	6	2
西蒲区	3	10	1	6	5	
小計	73	87	23	49	48	12
合計		183			109	

※農業委員会事務局分は各区に含む

## ○ 事故の原因及び特徴

・公務中及び通勤途上の事故は、道路上での発生件数が最も多いが、公務中の事故のうち約40%は駐車場で発生している。また、通勤途上の事故については、道路上の事故のうち約50%が交差点(付近)で発生している。

・駐車場では、後方の安全不確認による自損事故が多い。交差点では、ブレーキ操作不適(操作緩慢、ペダル踏み間違い)や脇見・漫然運転による追突や安全不確認による対向車との接触が多く、交通法規違反(一時停止違反、信号無視)も一部確認された。交差点を除いた道路上では、追突が多いほか、安全不確認やハンドル操作不適による相手方車両との接触や自損事故が多い。

・示談締結において、過失割合が職員側100%となるケースが目立ち、専ら職員が注意を欠いた過失による事故が多い。

・年齢別の事故発生件数について、公務中の事故は30代・50代職員の占める割合(それぞれ約30%)が高い。通勤途上の事故は40代職員の占める割合(約35%)が高い。

・8区全体では、通勤途上の事故について、会計年度任用職員が占める割合(約50%)が高い。

## ○ 令和2年度 交通事故件数の内訳

## 【用務】

公務中	49
通勤途上	48
私用	12

## 【身分】

正職員（うち8件は再任用職員）	80
会計年度任用職員	28
22条職員	1

## 【事故時の車両等】

公用車	45
自家用車（うち5件は公務中）	58
自転車	6

## 【事故の種類】

物損（自損除く）	67
人身	27
自損	15

## 【職員側の立場（自損除く）】

加害者	36
被害者	29
双方	8

## 【事故の発生場所】

路上（交差点、バイパス含む）	85
駐車場（庁舎、出先）	22
個人宅敷地内	2

## 【年代別（被害者除く）】

20代	13
30代	16
40代	20
50代	20
60代	14

## 職員の交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分等の基準について

H24.4.1 適用

事由	懲戒処分				その他		
	免職	停職	減給	戒告	訓告	文書注意	口頭注意
飲酒運転等	1	酒酔い運転をした場合	○				
	2	酒気帯び運転で人身事故を起こした場合	○				
	3	酒気帯び運転をした場合(上記に該当する場合を除く)	○	○			
	4	酒酔い運転又は酒気帯び運転をしていることを知りながら同乗した場合。および酒酔い運転又は酒気帯び運転となることを知りながら飲酒を勧めた場合。	○	○	○		
飲酒運転を伴わない交通事故(人身事故)	5	人を死亡させ、又は重傷(治療期間90日以上)を負わせた場合	○	○	○		
	6	人に重傷(治療期間30日以上90日未満)を負わせた場合		○	○	○	○
	7	5, 6において措置義務違反のあった場合	○	○			
	8	公務中に人に傷害(治療期間15日以上30日未満)を負わせた場合			○	○	
	9	公務外に人に傷害(治療期間15日以上30日未満)を負わせた場合				○	○
	10	人に傷害(治療期間15日未満)を負わせた場合				○	○
交通法規違反(飲酒運転以外)	11	8から10において措置義務違反のあった場合	○	○	○		
	12	悪質な交通法規違反をした場合		○	○	○	
公務中の物損事故	13	物損事故における措置義務違反があった場合		○	○		
	14	市側負担額50万円以上かつ過失相殺率が50%を超える場合(13に該当する場合を除く)			○	○	
	15	14以外のもの				○	○

## 《備考》

- 酒気帯び運転を引き起こしたことにより停職処分とされた場合、職員の職位等を考慮して、分限降任処分を行うことがある。
- 刑事処分、行政処分又は違反行為により付される点数のいずれも無い場合は、交通事故、交通法規違反に関する部分については原則的に不問とする。ただし、公務中における物損事故については、この限りではない。
- 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応、職員の職位等も考慮のうえ、加重又は減免することがある。
- 「治療期間」は、違反点数の内容又は診断書の記載から判断する。
- 「悪質な交通法規違反」とは、無免許運転、50km/h以上の速度超過等の、違反行為により付される基礎点数が10点以上の場合をいう。なお、「悪質な交通法規違反」に至らない場合でも、諸事情を考慮の上、注意等を行うことがある。
- 「市側負担額」とは、事故により発生した全損害額(職員側の自家用車の損害額を除く)に、職員側の過失相殺率を掛けた金額をいう(損害保険等適用後の金額ではない)。